

処分規程

一般社団法人日本パラ水泳連盟

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本パラ水泳連盟（以下「本連盟」という。）が担うパラ水泳競技の普及と競技力の向上という重要な役割に鑑み、本連盟の事業執行の公正さに対する国民の疑惑や不信を招くような行為の防止及び水泳競技における暴力行為等の根絶を図り、もって本連盟に対する社会的な信頼を確保することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程の適用範囲は、本連盟コンプライアンス規程第2条の定めによる。

(違反行為)

第3条 違反行為とは、本連盟コンプライアンス規程第6条の遵守事項に違反する行為をいう。

2 ドーピング違反行為に関しては、本連盟アンチ・ドーピング規程による。

(違反行為に対する処分の種類)

第4条 本連盟は、違反行為を行った者に対して、違反行為の内容程度及び情状に応じ、以下の処分を行うことができる。

(1) 役員、特別職（会長、副会長及び参与に限る。）及び委員会委員に対する処分の種類

- ① 戒告 口頭による注意を行い戒める。
- ② けん責 文書による注意を行い戒める。
- ③ 降格 下位の役職に移行させる。
- ④ 懲戒免職 役員については定款第30条に基づき解任する。

(2) 職員に対する処分の種類

- ① 戒告 口頭による注意を行い戒める。
- ② けん責 文書による注意を行い戒める。
- ③ 減給 報酬又は給与を減額する。但し、労働基準法第91条を限度とする。
- ④ 出勤停止 一定期間出勤を停止し、その期間中、報酬又は給与を支払わない。
- ⑤ 降格 下位の資格・職位等へ移行させる。
- ⑥ 諭旨退職 諭旨により退職願いを提出させる。これに応じないときは解雇する。
- ⑦ 懲戒解雇 予告期間を設けることなく即時に免職とする。

(3) 技術支援会員及びその他の本連盟関係者に対する処分の種類

- ① 戒告 口頭による注意を行い戒める。戒告を受けた登録者等は、再教育プログラムを受講しこれを修了しなければならない。
- ② けん責 文書による注意を行い戒める。けん責を受けた登録者等は、再教育プログラムを受講しこれを修了しなければならない。

③ 登録期間の停止 一定期間、本連盟の登録者としての資格を停止され、所定の再教育プログラムを受講しこれを修了しなければ資格を回復することができない。

有期の登録資格停止 1か月以上5年以下

無期の登録資格停止

④ 登録資格の剥奪 永久に本連盟の登録者としての資格を剥奪する。

2 本連盟は、前項の処分に代えて又は前項の処分と併せて、一定期間のボランティア活動への従事、書面による反省文の提出その他必要な措置を課することができる。

(登録資格停止処分の解除)

第5条 登録資格停止処分を受けた登録者等は、当該資格停止処分の開始日から停止期間の3分の2を経過した後（無期の登録資格停止処分については、4年を経過した後）に、以下の手続きにより、当該資格停止処分の解除申請を行うことができる。

(1) 当該登録者は、本連盟事務局（以下「事務局」という。）に処分解除申請書及び反省文並びに嘆願書を提出する。

(2) 事務局は、総務コンプライアンス委員会に前号の書類一式を回付する。

(3) 総務コンプライアンス委員会は、当該登録者等を聴聞の上、解除妥当と判断したときは、その旨を理事会に答申する。

(4) 前号の答申を受けた理事会において、解除について審議し、決定する。

2 理事会において解除が認められた登録者等は、理事会が処分解除として定めた日から登録資格が復権する。

(処分の原則)

第6条 本連盟は、全てのこの規程適用者に対し、中立、公平かつ迅速に処分を行う。

(処分審査)

第7条 処分の審査については、総務コンプライアンス委員会が中立、かつ公平に審査し、理事会に答申する。

(適正な処分のための措置)

第8条 総務コンプライアンス委員会は、必要に応じて適宜、本連盟及び審査対象者又はその他当該事案に関係する者・団体に対して、事実関係について説明及び証拠資料の提出を求め、直接事情を聴取し、現地調査をするなど必要な調査をすることができる。

2 総務コンプライアンス委員会は、前項の調査及び前条の審査及び答申について、臨時に設置する第三者による調査委員会に委任することができる。

3 審査対象者に第4条の違反行為に対する処分を受ける疑いがある場合、総務コンプライアンス委員会の決議により、理事会が次条による処分を決定するまでの間、一時的にその職務権限及び資格等を停止することができる。

4 総務コンプライアンス委員会は、処分審査を行うにあたって、審査対象者に対し、聴聞又は弁明の機会を与えなければならない。

(処分の決定)

第9条 理事会及び運営委員会は、総務コンプライアンス委員会の答申を審議し、処分決定を行う。但し、懲戒免職、懲戒解雇及び登録資格の剥奪以外の処分については、運営委員会において処分決定を行うことができる。

2 理事会及び運営委員会は、総務コンプライアンス委員会及び前条第2項の調査委員会答申を尊重するものとする。

3 第1項の理事会決定又は運営委員会決定に基づき、審査対象者に対し、以下の事項を記載した書面をもって処分決定を通知する。

(1) 審査対象者

(2) 処分の内容（処分を不相当とする場合はその旨）

(3) 処分対象となる違反行為にかかる事実

(4) 処分の手続きの経過

(5) 処分の理由及び証拠の標目

(6) 処分の年月日

(7) 処分決定に不服がある場合は、審査対象者は公益財団法人日本スポーツ仲裁機構に対して、理事会又は運営委員会の行った処分決定の取り消しを求めて仲裁の申立てを行うことができる旨及びその申し立て期間

4 処分決定は、前項の通知が審査対象者に到着した時に効力を生じる。

(不服申立て)

第10条 前条第3項の通知の後、2週間以内に審査対象者本人より処分に対する不服申立てがあったときは、総務コンプライアンス委員会は不服審査会を招集し、その申立てを審査しなければならない。

2 前項の不服審査会の構成は、次のとおりとする。

(1) 総務コンプライアンス委員長

(2) 外部有識者を含め、総務コンプライアンス委員長が特に指名した者

3 不服審査会には、審査対象者本人、親権者及び審査対象者が指名した者2名以内が出席して意見を述べることができる。

4 審査対象者が不服審査会の機会を不要とする場合又は不服審査会に正当な理由なく欠席した場合は、不服審査会の開催を要しない。

(日本スポーツ仲裁機構への不服申立て)

第11条 前条の規定に関わらず、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構が仲裁する範囲の不服申立ては、同機構のスポーツ仲裁規則に従ってなされる仲裁により解決される。

(刑事裁判等との関係)

第12条 処分の対象となる違反行為について、審査対象者が刑事裁判その他の本連盟以外の処分を受けた時又は受けようとするときであっても、本連盟は同一違反行為について、適宜に審査対象者を処分することができる。この規程による処分は、当該審査対象者が同一又は関連の違反行為に関し、重ねて本連盟以外の処分を受けることを妨げない。

(規程の改廃)

第13条 この規程の改廃は、理事会の決議により行う。

附 則 (注) 2013年4月8日登記完了

この規程は、本連盟の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年1月21日から施行する。

附 則

この規程は、2018年2月10日から施行する。

附 則

この規程は、2019年6月22日から施行する。

附 則 (注) 2021年2月21日開催の理事会において決議

この規程は、2021年3月16日から施行する。

附 則

この規程は、2022年6月25日から施行する。

附 則

この規程は、2023年2月18日から施行する。